

令和6年7月18日

宮古市議会議員 橋本 久夫 殿

宮古市議会議員政治倫理審査会に対する弁明書

宮古市議会議員 工藤小百合

政治倫理審査会の審査結果に対し、下記の弁明書を提出します。

- 1 宮古市議会議員政治倫理審査会の審査内容は、人権侵害と名誉棄損に当たるものと思います。今後の対応を検討致します。

私工藤小百合に対する審査請求書には、「当該違反行為を疑うに足る事実を証する」証拠書類そのものが添付されておられません。宮古市教育委員会から、宮古市議会事務局に届けられた文書は、系列的に経過を記したもので、その経過を裏付ける資料や証拠書類等(副校長並びに校長の告発・抗議文等)は、添付されておられません。言わばメモのような文書を根拠に、政治倫理審査会が設置されたもので、この点にも問題があると思います。また、この文書には記載した者の署名もなく、文責を負うべき作成者不在の文書を基に、宮古市議会議員政治倫理審査会が落合久三議員(共産党)の主導のもとに設置されております。

したがって、証拠となる公的文書の提示を求めます。

また、田代議員の事案と、私の事案とはまったく別個のものであり、倫理審査という名目のもとに同一視されていることにも疑問が残ります。きわめて作為的で、政治倫理審査会設置そのものの根本に瑕疵があると思います。

繰り返しますが、性質も内容も異なる事案を、同一の視座で扱うことそのものに問題があります。審査会の運営についても、議員政治倫理審査という名目のもとに、審議の場を設定し、私と学校長のみをそれぞれに個別に聴取し、さらに反対意見を封殺して、審議不十分のまま審判を下すという極めて高圧的な手法で宮古市議会の議員政治倫理審査会は運営されていると思います。審査結果についても、「必要な措置を審査する必要はない」と結論づけながら、「第11条第1項 被請求議員は、自己に関する審査会の報告結果において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされた時は、これを尊重して政治倫理確保のために必要な措置を講じなければならない」とあり、さらに「第2項 議会は、被請求議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする」とあります。審判の結果を「倫理違反」と言う名目で社会に流布し、自己粛清を要求する内容となっております。不十分な審議で幕を引くのではなく、少なくとも当事者が一堂に対面して、本来の審議を深め、誤解を払拭する必要があるのではないかと思います。

市民の信頼回復のためにも、公正な審議会の運営を求めます。



2 調査請求の内容に、根本的な齟齬と誤解があります。

はじめに私工藤小百合は、暴言も、威圧的な態度もっておりません。学校長も「お怒りのようであった」と感慨を述べたと伺いましたが、「パワーハラスメント」や「威圧」があったとは、一切話されなかったと言います。

調査請求には「令和6年4月8日(月)午前、工藤議員は鉾ヶ崎小学校入学式に出席案内が来なかった事に腹を立て、鉾ヶ崎小学校に出向き、威圧的な発言をし、今後学校に対し協力はいいしない」と発言した事になっております。

実際は、同僚議員から「鉾ヶ崎小学校の入学式の案内が来ておりますか？」と問われ、私が「来ておりません」と応えると、同地域の同僚議員は議会事務局に問い合わせたと言います。議会事務局に、入学式の案内について尋ねると「分かりません」と応え、さらに、(案内がないのは)「地域に貢献がないからじゃないですか」と、冗談めかして答えたと言いました。答えたのは前田正浩事務局長で、同じ話を私のほかに古舘博議員も聞いております。

私が小学校を訪ね、入学式の日程等をお伺いしたのは、長年多くの活動に参加してきた私の母校でもあり、新型コロナウイルス感染症の5類への移行が令和5年8月に宣言され、母校の行事が再開される日を待ち望んでいた一人として、当然のことと言えます。私は「ご案内がないので、入学式について聞きにきました。入学式は何時でしょうか」と伺いました。対応して下さった女性の副校長先生は「コロナ禍のために縮小し、ご案内は学校評議員にだけ出しました」と答えられました。

それで私は、「(これまで案内を戴いていたのに)学校への貢献がないからご案内がないのですか」と質問しました。前田正浩議会事務局長の言葉を、同僚議員から聞いていたことも、当然頭の中にありました。

ちなみに文部科学省は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を踏まえ、令和5年8月をもって入学式等の実施に関し、「来賓や保護者については、着席を基本とし、座席間に触れあわない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の制限人数は必要ないこと。運動会や体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。」を、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)等の改定の中で提唱し、通達しております。(令和5年の改定)

評議員には案内状を送りながら、これまで案内してきた地域の議員や学校協力者に案内がないことには疑問が残ります。そうであるなら、事前に案内しない理由について何らかの伝達が必要だったのではないかと思います。教育委員会は、入学式・運動会等の行事について、その実施についてはそれぞれの学校の判断に任せていると言っておりますが、学校側や宮古市教育委員会が文科省の方針や通達と異なる対応をとるのであれば、制限する理由等について、保護者やこれまで来賓として招待してきた方々に対しても、事前に文書等によって連絡説明をすべきであったと思います。また鉾ヶ崎小学校では、運動会の開催について、事前に案内できない旨を伝達しており、整合性が問われる課題と言えます。

教育委員会は、やはり入学式等の行事の開催に関して、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの発生状況を鑑み、それぞれの学校が判断に迷わないよう、一定の基準を設けるべきではなかったかと思います。ちなみに歟ヶ崎小学校の入学式開催については、案内の範囲を同地域の宮古第二中学校に問い合わせ、それを参考にしたと伺いました。教育委員会が、一定の方針と基準を示していれば、判断に迷うことはなかったものと思います。

私工藤は、新任の女性副校長先生に対し、「私はこれまで、微力ながら地域の方々とともに、母校である歟ヶ崎小学校のために尽くしてきました。母校を思う気持ちは、だれにも負けません。学校からの連絡もなく、このような対応が続くのであれば、今までのように協力はできません」と言いましたが、決して威圧的に申し上げたものではありません。

当事者である副校長、教育委員会の招致を要求します。

副校長、学校長、教育委員会が一堂に対面し、当事者間に誤解があるのであれば、誤解の払拭があつてしかるべきだと思います。人間一人の尊厳と名誉にかかわる事案でもあり、間接的な聞き取りだけで短絡的に審査を終了することには疑問が残ります。副校長、学校長、教育委員会の招致を要求します。

前田正浩事務局長の聴取と招致を要求します。

行政に詳しい知人は、(案内がないのは)「地域に貢献がないからじゃないですか」と、冗談めかして答えた前田正浩事務局長の発言がもっとも問題だ、と話されました。審査会を主導した一人でもあり、どのような意図でそのような発言をされたのか、真意をお伺いしたいと思います。審査委員の中には審査会を主導する市職員出身者もあり、この問題には触れようとしませんが、この問題を機に職員の綱紀粛正を図る必要があると思います。

3 翌4月9日の午前8時半頃、自宅を訪問された学校長への対応について

調査請求文には、「翌朝(9日)、学校長は工藤議員宅を訪問し、経過を説明しようとしたが、工藤議員は学校長の話も聞かず、前日同様の暴言、行動があつた」とありますが、何を根拠にそのような文面にしているのか、大きな疑問が残ります。

その日出かける間際の忙しい時間帯でもあり、開口一番「コロナ禍のため」と学校長が話されたので、その説明であれば副校長からすでに聞いていた内容でもあり、「そのようなお話しであれば結構ですので、どうぞお帰り下さい」と丁寧に申し上げ、お帰り頂きました。

事前に連絡もなく、朝の一番忙しい時間帯でもあり、出かける予定があつたことから一分程度の短い対応になりましたが、決して威圧的な態度をとったつもりはなく、暴言を吐いた事実もありません。

また、学校長はパワーハラスメントという言葉も威圧という言葉もいっさい使っておりませんが、「お怒りのご様子であつた」と発言されたと伺いました。学校長の主観を引き合いにされ、それを威圧的な態度と拡大解釈して、倫理条例違反と結論づける判断が適正なものであつたかどうか、大いに疑問が残ります。

学校長と対面させて頂き、誤解を払拭できる機会があってしかるべきと思います。

以上のように、事実と異なる調査内容と、極めて意図的で作為的な審査会の在り様と報告文はどうてい受け入れがたい内容であり、名誉棄損に当たる事案と思います。不十分な審査で強引に幕を引き、あたかも私が犯罪者でもあるように広く社会に印象付け、審査は終了し審査会は解散したと結論付けるのではなく、関係者が一堂に対面し、事実確認を行う必要があります。また、双方に誤解があるのであれば、誤解を払拭するための、市民に広く知らしめる公正な審議の場を、宮古市議会議長の「権限と責任」に於いて設定する必要があるのではないのでしょうか。